

助け合い推進大会表彰基準

1 趣旨

この基準は、助け合い推進大会において、大会長が社会福祉に功労のあったものに対し表彰を行うことについて定めるものである。

なお、大会長は助け合い推進会議会長があたる。

2 表彰の基準

表彰は選考日、前日までを基準とし、個人・団体または法人で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし(2)のアにあっては当該年度の11月30日現在とする。また、選考日から大会前日までに表彰対象に該当する者は、その限りではないとする。

(1) 助け合い推進貢献者

いまある地域の、助けたり助けられたりする助け合いの活動を支援し、充実させて広げていくことが「助け合い起こし」の活動である。誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくりを進めるために、日常的にご近所等周囲の方々に気配りをしている“世話焼きさん”や、周囲に助けてほしいという意味を伝えることで、助け合いを広げている“助けられ上手さん”、また、要介護状態になっても継続して、つながりを切らず関係を持ち続けている団体などで、率先してお互いさまの活動を継続している功績が特に顕著であり、助け合いの環境づくりに寄与したことが認められるもの。

(2) 社会福祉事業功労者

ア 民生・児童委員の職に9年以上（在職期間が中断されている場合は通算する。）在職し、すぐれた功績のあったもの。

イ 民間社会福祉施設・団体の役職員とし、須坂市内において在職期間が役員にあっては10年以上、職員にあっては20年以上（在職期間が中断されている場合は通算する。）であり、すぐれた功績のあったもの。

(3) 社会福祉事業協助者

ア 社会福祉事業のボランティアとして10年以上活動し、その功績が特に顕著であり、他の模範であると認められるもの。

イ 上記以外の社会福祉事業において、10年以上活動し、その功績が特に顕著であり、他の模範であると認められるもの。

ウ 社会福祉のために須坂市社会福祉協議会へ個人にあっては20万円、団体にあっては30万円、法人にあっては100万円に概ね達した額（いずれも複数年に蓄積した額を含む。）の金品を寄附したもの。

エ その他大会長が認めるもの。

(4) 模範介護者

在宅で、寝たきり・認知症の高齢者及び重度心身障害児者等の介護を5年以上（施設入所等で中断されている場合も含める。）従事し、その介護が献身的かつ他の模範であると認められるもの。

3 内申方法

- (1) 内申は、大会事務局である須坂市社会福祉協議会長を経由して所定の内申調書により内申をするものとする。
- (2) 内申に当たっては、内申調書各該当事項につき厳密な調査の上、詳細明確に記載すること。
- (3) 内申調書提出後、記載事項に異動が生じた場合及び記載事項と相違していることを発見した場合は、直ちにその内容を大会長あて通知すること。
- (4) 内申候補については、採否の通知のあるまでは極秘の取扱いとする。
- (5) 内申調書は次の7種とする。

助け合い推進貢献者内申調書(個人)… [様式第1-1号]

助け合い推進貢献者内申調書(団体・法人)… [様式第1-2号]

社会福祉事業功労者(民生・児童委員)内申調書… [様式第2-1号]

社会福祉事業功労者(民間社会福祉施設・団体役職員)内申調書… [様式第2-2号]

社会福祉事業協助者(個人)内申調書… [様式第3-1号]

社会福祉事業協助者(団体・法人)内申調書… [様式第3-2号]

模範介護者内申調書… [様式第4号]

4 選考及び表彰

被表彰者の選考は、助け合い推進会議会長が委嘱した選考委員によって構成する選考委員会において、本基準に基づき慎重かつ厳正な選考を行い決定し、助け合い推進大会会長および須坂市社会福祉協議会長が表彰し記念品を贈るものとする。

附 則

この基準は、平成4年度から施行する。

附 則

(施行期日) この基準は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置) 表彰の基準(2) 社会福祉事業功労者イに基づく表彰については、平成10年度において前規程イに該当するものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日) この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この基準は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この基準は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この基準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この基準は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

(施行期日) この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この基準は、平成30年4月1日から施行する。